

質問回答書

工事名 太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和6年度）

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
1	特記仕様書 第1項 共通事項 17. 建設副産物の処理	(1)②場外処分を要するもの ・既設予備品 1式	場外へ搬出する既設予備品の品名や数量をご教示願います。	既設予備品はドラムブレーキ、走行減速機、走行電動機等67品目で参考重量約7.6tである。
2	特記仕様書 第3項 工事内容 3. 工事内容	(2)太刀浦6号クレーン撤去解体 解体場所への搬送については、海上輸送で行うものとする。	クレーン本体以外の小物部品は陸上輸送でもよろしいでしょうか。	クレーン本体以外の部品は、現地での解体が不要で荷役作業への影響がなければ、監督員との協議により陸上輸送を許可する。
3	特記仕様書 第3項 工事内容 3. 工事内容	(2)太刀浦6号クレーン撤去解体 ②付属品	スクラップ費用算出のため、付属品（スプレッダ、スプレッダ用台車）の重量を教示願います。	スプレッダは9.5t×3台 スプレッダ用台車は2.2t×2台
4	特記仕様書 第3項 工事内容 3. 工事内容	(2)太刀浦6号クレーン撤去解体	既設6号クレーンの撤去解体に必要な重量・重心、構造物図面等の資料の提供をお願い致します。	入札参加関係者に対し、仕様書等の閲覧場所にて閲覧を行うものとする。（閲覧期限：入札書受付期間終了日まで）
5	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.2 本工事で特に留意する事項	(2) 据付条件 2) 本クレーンは現在供用中の6号機クレーンの更新であり、11号機とエンドストップの間に据え付ける。（海に向かって本クレーンの右側にエンドストップ、左側に11号機という配置になる。）	据付条件の記載から、新設クレーンは、添付図面の図4第2CT岸壁基礎金具配置図に記載された13号機用係留場所に据え付けるものと考えてよろしいでしょうか。 一方、基礎金具については、図4の記載から既設6号機用の（海に向かって）左側に据え付けるとの理解で正しいでしょうか。	質問のとおり、理解してよい。
6	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.3 工事範囲 1.3.1 工事範囲内	(6) モニタリングシステム用光ケーブル配線工事 1式 ③ 事務所光接続箱（既設）から地上局コンピュータまでの配管配線工事	事務所光接続箱と地上局コンピュータは、同じ建屋の同じ部屋に配置され则认为よろしいでしょうか。	質問のとおり、理解してよい。

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
7	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.3 工事範囲 1.3.1 工事範囲内	(7) クレーン用の岸壁付帯設備工事 1式 ① 固定装置基礎金具及びジャッキアップ基礎金具(係留場所1箇所分) ・・・ 上記①は設計製作搬入・据付確認まで、②は設置工事も含む	基礎金具の製作搬入の引き渡し条件は現地車上渡しと考えてよろしいでしょうか。 据付確認とは、基礎金具据付後に1回実施するものと考えてよろしいでしょうか。	基礎金具の製作搬入の引き渡し条件は、質問のとおり理解してよい。 据付確認の回数等は、監督員及び当該岸壁付帯設備工事の受注業者との協議により決定する。
8	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.3 工事範囲 1.3.1 工事範囲内	(7) クレーン用の岸壁付帯設備工事 1式 ・・・ ② 隣接クレーンとの間のクレーン間衝突防止装置(1式) 上記①は設計製作搬入・据付確認まで、②は設置工事も含む	隣接クレーンの動作確認は受注者の工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	質問のとおり、理解してよい。
9	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.4 一般事項 1.4.10 機器及び材料	(4) 国外製品を使用する機器及び材料は、国内で流通し国内にパーツセンターを有するメーカの製品であってかつ使用する旨を発注者に申し承諾を得られたものとする。	一部国外製品のうち国内にパーツセンターを有していないものは受注者をパーツセンターとすることでよろしいでしょうか。	特記仕様書の条件通りであれば、採用可能。
10	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.4 一般事項 1.4.21 契約不適合責任	(2) 契約不適合責任期間中は日本国内に技術者を受注者の負担で常駐させ、半日以内に対応できる体制とする。	半日以内に対応できる体制とは、半日以内に電話等による初期対応ができる体制という理解でよろしいでしょうか。	質問のとおり、理解してよい。
11	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.5 装置及び機材の試験検査	(1) 監督員立会のもとに試験検査をうけるべき装置及び機材を表1-1に示す。 表1-1 試験検査をうけるべき装置及び機材	受注者の工場及び、受注者が手配する各購入品に対して、発注者もしくは監督員がお立会いを考えていらっしゃる、品目や立会い回数をご教示願います。	原則、特記仕様書のとおりとするが、立会の時期や回数については監督員との協議により決定する。

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
12	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.5 装置及び機材の試験検査	表1-1 試験検査をうけるべき装置及び機材 項目: 鋼構造部材、トロリ、ヘッドブロック、スプレッド、フック付つりビーム 試験検査項目(3): 突合せ溶接部放射線透過検査	該当箇所によっては、取り合いや形状等の理由で放射線透過検査が困難な場合、或いは健全な撮影結果を得られない場合があります。 つきましては、受注者側で放射線透過検査もしくは、国内クレーンで多数実績のある超音波探傷検査を採用してもよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
13	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.6 総合試験検査 1.6.1 検査概要 1.6.10 構造寸法検査	1.6.1 検査概要 (1) 現地にて下記1.6.2項から1.6.15項に該当する試験を実施する。ただし、施工範囲に対象となる装置、機器がない場合は試験項目から削除する。 1.6.10 構造寸法検査 (1) 全組立完了後各種寸法検査を行う。 ①～⑧	1.6.10に示されます①～⑧の項目のうち一部は、受注者の工場内で寸法検査が可能な項目もございます。 1.6.1に「現地にて」とありますが、一部の検査項目につきましては、現地ではなく受注者の工場内で実施する事にご了承頂けないでしょうか。	特記仕様書のとおり、現地にて試験を行う。
14	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.6 総合試験検査 1.6.1 検査概要	(4) 試験用の荷重は、既設11号クレーン用試験荷重を使用してよい。	試験荷重の移動は受注者の工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	質問のとおり、理解してよい。
15	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.6 総合試験検査 1.6.4 性能試験	表1-2 性能試験 1. 性能試験箇所: 巻上、横行 項目: 各ノッチでの加速度、速度、電流 荷重条件: ①無負荷(スプレッドのみ)、②コンテナ30.5t(スプレッド下)、 ③スプレッド下のコンテナ定格荷重40.6t(スプレッド下)	①無負荷と③コンテナ定格荷重40.6tでの性能試験を実施することから、②コンテナ30.5tでの性能試験を省略することは可能でしょうか。	特記仕様書のとおりとする。

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
16	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.6 総合試験検査 1.6.4 性能試験	(4) 既設クレーン用スプレッダの着脱試験及び作動試験 (5) 既設クレーン用オーバーハイトアタッチメントの着脱試験及び作動試験 (6) 既設クレーン用フック付つりビームの着脱試験	既設クレーン用スプレッダ、オーバーハイトアタッチメント、フック付つりビームについて、新設クレーン下までの移動は受注者の工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	質問のとおり、理解してよい。
17	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.6 総合試験検査 1.6.4 性能試験	(4) 既設クレーン用スプレッダの着脱試験及び作動試験 (5) 既設クレーン用オーバーハイトアタッチメントの着脱試験及び作動試験 (6) 既設クレーン用フック付つりビームの着脱試験	既設クレーン用オーバーハイトアタッチメント、既設クレーン用フック付つりビームについては、“1.3.2 工事範囲外 (1)、(3)”の表記より既設11号クレーン用のものを対象に試験を実施するものと理解しております。既設クレーン用スプレッダにつきましても、既設11号クレーン用のスプレッダを対象に試験を実施すると考えてよろしいでしょうか。	本クレーン搬入時に太刀浦第2コンテナターミナルに設置済のクレーン用スプレッダ全てで実施すること。
18	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.6 総合試験検査 1.6.4 性能試験	(7) 既設クレーンでの本クレーン用スプレッダの着脱試験及び作動試験	スプレッダの移動は、受注者の工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	質問のとおり、理解してよい。
19	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.6 総合試験検査 1.6.4 性能試験	(7) 既設クレーンでの本クレーン用スプレッダの着脱試験及び作動試験	既設クレーンでの試験は、既設11号クレーンで実施すると考えてよろしいでしょうか。	本クレーン搬入時に太刀浦第2コンテナターミナルに設置済のクレーン全てで実施すること。
20	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.6 総合試験検査 1.6.11 高調波測定	(1) PWM(Pulse Width Modulation)コンバータを設置していない場合には、次の測定をバース変電所のクレーン給電ラインにて行う。	PWNコンバータを設置している場合には高調波測定を省略してもよろしいでしょうか。	質問のとおり理解してよい。 ただし、表1-6 承諾用計算書No.12の「高調波抑制対策」にてPWMを搭載している旨を記載し、高調波発生についての見解書の提出が必要。

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
21	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 1. 総則 1.8 完成図書 1.8.7 工事記録写真	(5) 写真には発注者、工事名称、製品名、受注者等を明示した看板を入れて撮影する。	電子黒板と従来の黒板を併用する事を、ご了承頂けないでしょうか。	電子黒板と従来の黒板を併用する事は、監督員との協議により採用可能。
22	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 3. 構造部 3.2 主要鋼構造部 3.2.1 構造一般	(5) 主要鋼構造部は溶接構造とする。	高所での作業となる構造物同士の継手に関しては、既設11号クレーンと同様に高力ボルトを使用してもよろしいでしょうか。	特記仕様書のとおり主要鋼構造部は溶接構造とすることを原則とする。ただし、一部に摩擦接合用ボルトを用いる場合は、監督員との協議を行い、決定する。
23	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 3. 構造部 3.3 機械室・電気室 3.3.2 電気室	(1) 電気室の外気と接する壁等は難燃性断熱材で周囲を覆い、結露を防止する。さらに室内を30℃以下の定温に保てる能力を有する空調設備を設け、室外機は重耐塩仕様とし防風板を取付ける。	防風板は既設11号クレーンと同様に室外機に直接装着するもの、もしくは室外機近傍の付帯物手摺に取り付けるものと理解してよろしいでしょうか。	質問のとおり、理解してよい。
24	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 3. 構造部 3.4 付帯構造部(階段、梯子、踊場、歩道、点検台等)	(4) 階段の勾配は45度とし、3.0mを超えない高さで踊り場を設ける。	一つの連続した階段とする箇所については、既設11号クレーンと同様にJIS B 9713-3に基づき、4mを超えないものとすると考えてよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
25	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 3. 構造部 3.4 付帯構造部(階段、梯子、踊場、歩道、点検台等)	(5) 歩道は幅600mm以上、手摺は高さ1,100mm以上とする。ただし、階段の踊り場の手摺は高さ1,200mm以上とすると共に、下り階段の正面の踊り場部分の手摺とつま先板間にスリップ落下防止材を設ける。	階段部分の手摺高さについては、既設11号クレーンと同様にJIS B 9713-3に基づき1,000mm以上としてよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
26	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 3. 構造部 3.4 付帯構造部(階段、梯子、踊場、歩道、点検台等)	(6) 取り外しを考慮しない屋外の手すり支柱は山形鋼を使用する。	歩道幅確保やロープの引っ掛かりが懸念される箇所については、既設11号クレーンと同様に手摺支柱に鋼管を使用してもよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
27	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 4. 機械設備 4.2 共通機械部品 4.2.5 シーブ	(5) シーブの軸はキープレート付固定軸とし、転がり軸受を用いる。	シーブ軸の固定について既設11号クレーンと同様に、メンテナンス性を考慮しU型軸受取付固定軸としてもよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
28	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 4. 機械設備 4.11 作業時逸走防止装置 4.11.2 レールクランプ装置	(5) クレーン本体に組付け前に、クレーン製作工場または国内の試験設備を有する工場にて締付け力と保持力の試験を行い、設計値以上の数値が確保されていることを確認する。	レールクランプの構造上締付け力を直接計測することができない場合、保持力の試験で性能評価をすることとし、既設11号クレーンと同様に締付け力の測定は不要とすることによろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、重大な問題が発生する等の場合は監督員との協議により採用可能な試験方法を決定する。
29	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 4. 機械設備 4.19 スプレッタ給電装置 4.19.1 ケーブルバスケット	(2) ヘッドブロック上に設けたケーブルバスケットは、バスケットの出入口から底面までの深さを極力深くし、出入口には摩擦を低減するためのローラを取り付ける等、ケーブルを円滑に収納・操出しできるものとする。	ケーブルバスケットの出入り口にローラを設ける場合、脱落やケーブルの巻き込みの可能性があるため、既設11号クレーンと同様にSUS製のガイドを設けることとしてよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
30	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 5. 電気設備 5.5 主電動機・ブレーキ 5.5.1 主電動機	(9) 走行装置用電動機のカバー、取付ボルト・ナット及び端子函はステンレス製とする。	国内の主要な電動機メーカーではカバー、端子函のステンレス仕様に対応できないため、走行用モータについては既設11号クレーンと同様に、クレーン本体構造物と同様の塗装仕様とし、クレーンの使用期間中を通して防食性を確保することとしてよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
31	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 5. 電気設備 5.6 制御・操作機器 5.6.5 制御箱等	(2) 屋外に設置される制御箱の操作スイッチ類は錠付きドアの付いた防水カバー内に設置する。なお、ドアは振動などで自然に開かない構造とする。	照明スイッチ箱については既設11号クレーンと同様に、防水カバーを設けず露出型としてよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
32	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 5. 電気設備 5.7 付帯設備 5.7.1 照明設備	(1) 照明分電盤は機械室内入口付近と運転室に設け、回路別漏電遮断器を設ける。	運転室内の照明分電盤は、既設11号クレーンと同様に、IO盤と一体型としてよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
33	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 5. 電気設備 5.7 付帯設備 5.7.1 照明設備	(4) 次の照明器具を設ける。 4) 機械室、電気室 LED(蛍光灯 40W×2灯相当(反射笠付き)) 12組以上	機械室、電気室照明はLEDのため、既設11号クレーンと同様に、反射笠は無しとしてよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
34	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 5. 電気設備 5.7 付帯設備 5.7.6 電源コンセント	(1) 溶接機用単相 200V級 100A 用開閉器付き接続箱 3) 起伏操作室 1個	起伏操作室の溶接機用接続箱は、既設11号クレーンと同様に、起伏操作室内ではなく起伏操作室近傍の屋外に設置することでよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
35	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 5. 電気設備 5.7 付帯設備 5.7.12 船舶衝突防止装置	(1) コンテナの荷役時及びクレーン走行時等において、ブーム及びトロリが船舶と衝突するのを防止するために、ブーム側面にワイヤロープ等を用いた船舶衝突防止装置を設ける。	既設11号クレーンと同様に2Dレーザーセンサを用いた船舶衝突防止装置を設けることとしてよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
36	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 6. モニタリング、半自動運転、電気式振れ止め及びコンテナ衝突防止、脚部操作 6.1 モニタリングシステム	(1) クレーンの制御装置及び機械装置の各種信号をコンピュータに随時入力し、これらのデータを基に下記のような情報処理を行う。	既設11号クレーンモニタリングシステムと同等の、グラフィックパネルクレーンモニタリングシステム装置を採用することでよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
37	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 6. モニタリング、半自動運転、電気式振れ止め及びコンテナ衝突防止、脚部操作 6.1 モニタリングシステム 6.1.1 機能の内容	(3) 保守管理機能 3) 予備品在庫及び使用量の集計、表示を行う。	予備品管理は独自の管理システムを導入・運用されているため、既設11号クレーンと同様に、在庫及び使用量の集計・表示を行う機能は設けないことでよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
38	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 6. モニタリング、半自動運転、電気式振れ止め及びコンテナ衝突防止、脚部操作 6.1 モニタリングシステム 6.1.2 システム構成	(3) クレーンの機上局により収集されたクレーンデータは、即時に地上局に伝送されるものとする。	既設11号クレーンと同様に、帳票データは10秒毎に、その他のデータは1時間毎に、機上局から地上局にデータ転送することでよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
39	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 6. モニタリング、半自動運転、電気式振れ止め及びコンテナ衝突防止、脚部操作 6.1 モニタリングシステム 6.1.3 ハードウェア構成	(2) 地上局(発注者指定の事務所)機上局と同様。	既設11号クレーンと同様に、機上局と地上局は異なるハードウェア構成となることでよろしいでしょうか。 【機上局構成】 ・主幹盤面のグラフィックパネル ・ノートPC ・プリンタ 【地上局構成】 ・地上モニタリングシステム機器収納箱 ・ノートPC ・プリンタ	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
40	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 7. 共通事項 7.1 使用材料 7.1.1 材料一般	表7-1 使用材料 使用区分:レール / 材料記号: JIS E1101 / 摘要: 横行レール	ブーム、ガーダの渡り部は、変形、耐久性を考慮して既設11号クレーンと同様に、日本製鉄規格の73kg/mレール(CR73K)を加工したレールを部分的に使用してもよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
41	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 7. 共通事項 7.4 塗装 7.4.1 一般事項	(2) カタログ品、準カタログ品については、屋外機器については重耐塩仕様又は同等仕様、屋内機器については耐塩仕様又は同等仕様とする。	既設11号クレーンと同様に、購入品につきましては、屋外機器についてはメーカー標準の重耐塩仕様、屋内機器についてはメーカー標準の耐塩仕様としてよろしいでしょうか。	質問のとおり理解してよい。
42	コンテナクレーン製作据付工事 特記仕様書 7. 共通事項 7.4 塗装 7.4.1 一般事項	(3) 次の部分を除きすべて塗装する。 1) 完全密閉する構造一般内面(エアタイトテストで気密を確認する。) ただし、海側シルビーム、水平桁、海側脚及び点検が必要なぎ装品が取付けられている内面は密閉してはならない。	水平桁内に点検が必要となるぎ装品がない場合は、完全密閉(エアタイトテスト施工)としてもよろしいでしょうか。	原則、特記仕様書のとおりとするが、採用可能かどうかは監督員との協議により決定する。
43	技術提案 提出様式① (様式5～13号)	○提案理由 ○対策及び実施効果	フォントの書体が「○提案理由:MS明朝」であり、「○対策及び実施効果:Yu Gothic」となっておりますが、どちらもMS明朝にて記載してもよろしいでしょうか。	よろしい。
44	技術提案 提出様式① (様式10号) 【施工計画】 (品質管理に関する所見)	提案④ 「運転室(函体)の経年劣化対策」について	運転室(函体)の経年劣化対策とは、運転室本体の歪に対する対策でしょうか、あるいは運転室本体の腐食に対する対策を指しているのでしょうか。	歪、腐食を問わず、函体の経年劣化対策に寄与する提案であれば良い。
45	技術提案 提出様式① (様式11号)	提案① 「全バースクローズ期間の短縮(搬出・搬入で合計24時間以内)を実現するための工夫」について	全バースクローズ期間とは、第一コンテナターミナル、第二コンテナターミナルを同時にクローズした期間を指すのでしょうか。あるいは片側のバースを停止した期間も含むのでしょうか。	第二コンテナターミナルをクローズする期間のことを指す。

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
46	技術提案 提出様式① (様式13号) 【施工計画】 (工程管理に関する所見)	提案③ 「他のコンテナ船との接触事故防止のため、新クレーン搬入後のブームアップを早期に行う(搬入当日又は翌日に行う)ための工夫」について	新コンテナクレーンへ電源供給のため、隣接する11号コンテナクレーンのケーブルリール部より電源を借用することは可能でしょうか。	技術提案については「北九州市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」の「評価基準」に基づき評価する。
47	技術提案 提出様式⑦ (様式19号・特定テーマ用) 【特定テーマ】 (クレーン維持管理に関する所見)	「IoTを活用したクレーンの予防保全を効率的に行えるようにするための工夫」について	IoTを活用するための機器で、LTE端末用のSIMカードやインターネット環境構築に必要なゲートウェイなどのランニングコスト(通信費等)については北九州市様の負担と考えてよろしいでしょうか。	技術提案については「北九州市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」の「評価基準」に基づき評価する。
48	技術提案 「技術資料の作成に係る留意点」 P6～P7	施工計画について 留意点	本件評価の留意点として、「他の提案内容と重複している場合は評価対象外とする。(但し、対策対象が異なる場合は除く)」とありますが、対策対象が異なる場合というのは、対策を施すクレーンが異なる場合もそれに含まれるという解釈でよろしいでしょうか。(例:既設6号クレーン、新クレーン⇒対策を施すクレーン自体は別で異なっている。)	質問のとおり、理解してよい。なお、対策対象とは対策を施す部位のことをいう。
49	技術提案 「技術資料の作成に係る留意点」 P4～P10	施工計画、特定テーマについて 留意点	それぞれの提案題目における留意点として、「他の提案内容と重複している場合は評価対象外とする。」とありますが、重複とみなされた場合は、重複した項目全てにおいて評価がされないのでしょうか。それとも重複題目1つのみで評価されるのでしょうか。	重複題目1つのみで評価される。

番号	項目	記載内容	質問事項	回答
50	特記仕様書 1.2(3)スプレッダ	<p>スプレッダは既設11号クレーン用スプレッダ(三井E&S社製:SPP-M40(参考図参照))と同一品、または下記1)~5)を全て満たすものとする。</p> <p>~中略~</p> <p>5) 既設7号クレーン用No.4 スプレッダ(JFEプラントエンジニア社製)と消耗部品(ツイストロック装置、フリッパ、トルカ、ガイドローラ、着床ピン、油圧装置)と相互に使用可能であること。</p>	<p>特記仕様書記載の2社以外の会社は、本入札の競合他社であるこの2社から当該部品を調達する必要があるため、入札不可または相当に不利な競争入札環境となります。</p> <p>この特記仕様書に記載の内容は、運営面での在庫予備品数の増加へのご懸念によるものと理解しています。</p> <p>これについて、現在工事中の太刀浦2基目クレーン(12号クレーン)は、スプレッダやその予備品を含め現存するものとみなされ、今回工事のスプレッダは、同クレーン(太刀浦2基目クレーン(12号クレーン))と同一品を納入とすることによろしいでしょうか。</p>	特記仕様書のとおりとする。
51	公告文 1工事概要 工期	請負契約締結の日から令和9年3月31日まで	<p>工期について指定がありますが、据付地(北九州市門司区太刀浦海岸)の地域状況等を踏まえた上で、令和8年度下期中での輸送・現地据付を実施する事でもよろしいでしょうか。</p>	質問のとおり、理解してよい。